

# 大規模災害時等における 県議会対応マニュアル

平成 31 年 2 月 14 日策定

愛媛県議会

## 目 次

- 1 マニュアルの目的… 1
  - 2 想定する大規模災害等… 1
  - 3 県議会の基本的な対応… 1
    - (1) 「愛媛県議会復旧・復興支援対策本部」等の開催
    - (2) 予算・条例等の議案審議
    - (3) 国等への働きかけ
    - (4) 被害状況や県民の要望等の把握
  - 4 各議員の行動の基本… 2
    - (1) 行動の原則
    - (2) 安否等の連絡
    - (3) 議会活動の優先
    - (4) 被災地の声の収集・把握
  - 5 理事者との関係… 3
    - (1) 議会運営上の配慮
    - (2) 執行機関への情報提供、提言等
  - 6 議会事務局との関係… 3
    - (1) 連絡体制
    - (2) 情報伝達窓口の一本化
  - 7 災害時の議会対応フロー… 4
    - (1-1) 本会議中 (地震発生の場合)
    - (1-2) " (大規模風水害発生の場合)
    - (2-1) 委員会中 (地震発生の場合)
    - (2-2) " (大規模風水害発生の場合)
    - (3) 閉会中及び会期中の休会日・議案調査日・夜間 (地震又は大規模風水害発生の場合)
    - (4) 招集告示から本会議開会日までの間 (地震又は大規模風水害発生の場合)
- 【別紙】 愛媛県議会復旧・復興支援対策本部組織図 … 16
- 【参考資料】 愛媛県議会基本条例（第 10 条、第 21 条）… 17

## 1 マニュアルの目的

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や台風、豪雨などの自然災害・武力攻撃事態などは、いつ発生するか分からない上、一旦発生すれば、人的被害や建物被害、ライフラインへの影響など甚大な被害が発生することが予想される。

平成30年7月に本県は、南予を中心に平成以降では最大の豪雨災害に遭い、多くの尊い人命が失われるなど大きな被害を受けた。

本県議会は、発災後、被災地の復旧復興に向けて全力で取り組んできた中で、今後、大規模災害その他緊急事態（以下このマニュアルにおいて「大規模災害等」という。）が発生した際も県議会が適切に議会活動を行い、その役割を果たすことができるよう、平成30年9月議会において議会基本条例を改正した。（大規模災害等における議会の対応についての条文を追加。）（参考資料を参照）

本マニュアルは、この議会基本条例の改正を受けて、大規模災害等が発生した場合における県議会の基本的な対応と議員の行動の基本などを定めるものである。

## 2 想定する大規模災害等

「大規模災害等」とは、大規模な風水害、地震等の自然災害のほか、武力攻撃事態など幅広い緊急事態を想定しているが、「7 災害時の議会対応フロー」では大規模地震（基本的に震度5強以上）及び大規模風水害が発生した場合について規定しており、その他の緊急事態に対してはこれを準用するものとする。

## 3 県議会の基本的な対応

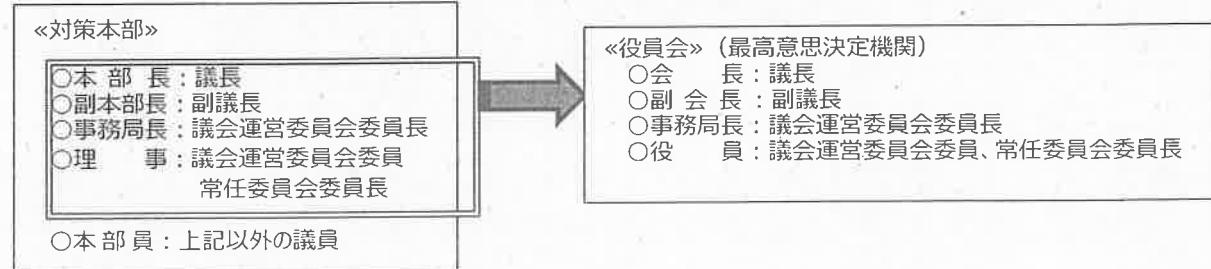
二元代表制の一翼を担う県議会は、大規模災害等の発生時において、議決機関としての役割を最優先で果たすとともに、県民の代表として、災害への対応、復旧・復興に向けた対応に迅速かつ適時適切に取り組むこととする。

### （1）「愛媛県議会復旧・復興支援対策本部」等の開催

大規模災害等発生時においては、必要に応じ、速やかに「愛媛県議会復旧・復興支援対策本部」等を開催し、活動方針その他を協議・決定するものとする。

「愛媛県議会復旧・復興支援対策本部」の概要 （※詳細は「別紙」参照）

【構成等】議長(本部長)はじめ他の議員で構成する対策本部のほか、最高意思決定機関として別途役員会を組織し、被災地訪問、要望聴取、意見書案の作成などの活動を行う。



#### (2) 予算・条例等の議案審議

議決機関としての役割を果たすべく、執行機関から提案された予算や条例等の議案の審議、議決を最優先で行うこととする。

#### (3) 国等への働きかけ

被害の状況や被災地の要望等を踏まえ、被災地の復旧・復興や財政支援等について国等へ要望や要請を行うほか、国会や関係行政庁に対し、意見書提出などを行うこととする。

#### (4) 被害状況や県民の要望等の把握

大規模災害等の発生時における議会活動の基礎となる情報として、被害の状況や被災地の県民や自治体の要望等の把握に努めることとする。

その際、県民感情に十分配慮するとともに、県や市町等関係機関の災害対応業務に支障を及ぼすことがないよう十分に配慮するものとする。

### 4 各議員の行動の基本

#### (1) 行動の原則

全ての行動は、人命第一を基本とし、県議会議員としての自覚を持ち、また、地域の一員としての役割を認識し、状況に応じた総合的な判断の下に行うものとする。

#### (2) 安否等の連絡

大規模災害等の発生時には、各議員は、自己の安否情報及び罹災状況等を速やかに電話、ファクシミリ、メールのいずれかの方法により議会事務局へ連絡するものとする。

#### (3) 議会活動の優先

県議会が議決機関としての役割を果たせるよう、各議員は、議会活動（本会議、常任・特別委員会における活動等）を優先することとする。

ただし、被災の状況等により、真にやむを得ない場合は、この限りではない。

#### (4) 被災地の声の収集・把握

県民の意思を集約して県政に反映させるという議員活動の基本に鑑み、被災地の声を大規模災害等の対応・対策に反映させるため、各議員は、被災地の県民や事業者等の要望の把握等に努めるものとする。ただし、県民感情に十分配慮するとともに、県民や事業者等の災害対応や復旧活動の支障となることがないよう十分に配慮するものとする。

## 5 理事者との関係

### (1) 議会運営上の配慮

大規模災害等の発生時には、県議会は、執行機関の災害対応を支援するため、議事日程や執行機関側出席者など議会運営上の配慮に努めるものとする。

### (2) 執行機関への情報提供、提言等

県議会は、調査活動等により把握した様々な情報等について、必要に応じて知事等の執行機関へ情報を提供するとともに、復旧・復興等に関する提言等を行うこととする。

## 6 議会事務局との関係

### (1) 連絡体制

大規模災害等発生時の各議員から議会事務局への連絡及び議会事務局から各議員への連絡は、電話、ファクシミリ、メールのいずれかの方法により行うこととする。

※閉会中及び会期中の休会日・議案調査日・夜間において、県内で震度5弱以下の地震又は大規模風水害により、局地的に大きな被害の発生が確認された場合は、事務局が当該議員の安否を確認する。

＜連絡先：議会事務局総務課庶務係＞

電話 (089) 941-8791 、 (089) 912-2835

ファクシミリ (089) 941-8794

電子メール gikaisoumu@pref.ehime.lg.jp

### 災害用伝言ダイヤル「171」（電話、FAXで事務局へ連絡できない場合）

#### 【伝言の録音方法】※議員から報告する場合

（ガイドンスに従い録音「1」）自宅又は事務所の電話番号を市外局番からダイヤル→録音  
録音例：氏名、自身と家族の安否情報、自宅の状況など

#### 【伝言の再生方法】※事務局からの連絡事項を確認する場合

（ガイドンスに従い伝言再生「2」）議会事務局の電話番号 (089-941-8791) を市外局番からダイヤル→再生

### (2) 情報伝達窓口の一本化

各議員は、それぞれの議員活動により得た情報のうち必要と判断されるものについて、議会事務局に連絡するものとし、議会事務局において情報を集約し、まとめて議長へ報告するものとする。

また、議会事務局が執行機関から入手した情報については、議長に報告のうえ必要に応じて各議員に提供する。

なお、執行機関との情報交換等については、議会事務局が窓口となって行うものとする。

## 7 災害時の議会対応フロー

県議会本会議（又は委員会）中、閉会中などにおいて地震又は大規模風水害が発生した場合の議会運営の流れは次のとおりとする。

### （1-1）本会議中（地震発生の場合）

本会議中に地震が発生した場合は、次のとおり対応する。

①地震の揺れを感じた場合は、議長の判断で暫時休憩を宣告する。

（議長は、必要に応じ、その場で机の下に身を隠すか、頭を守る姿勢をとるよう呼びかける。）

②本会議の継続に影響がないと認められる場合は、本会議を再開するが、

避難を要する状況の場合は、直ちに建物外へ避難する。 → ⑤へ  
避難を要しない場合は、議員は、控室等で待機する。

③事務局は、議事堂の安全確認、被害状況の把握を行う。

安全でない場合（使用不可能） → 直ちに建物外へ避難する。⑤へ

安全である場合（使用可能） → ④へ

④執行機関が、地震により緊急の対応を要する状況であるか確認する。

執行機関が議事に参加できる場合 → 本会議を再開し、議事を継続する。

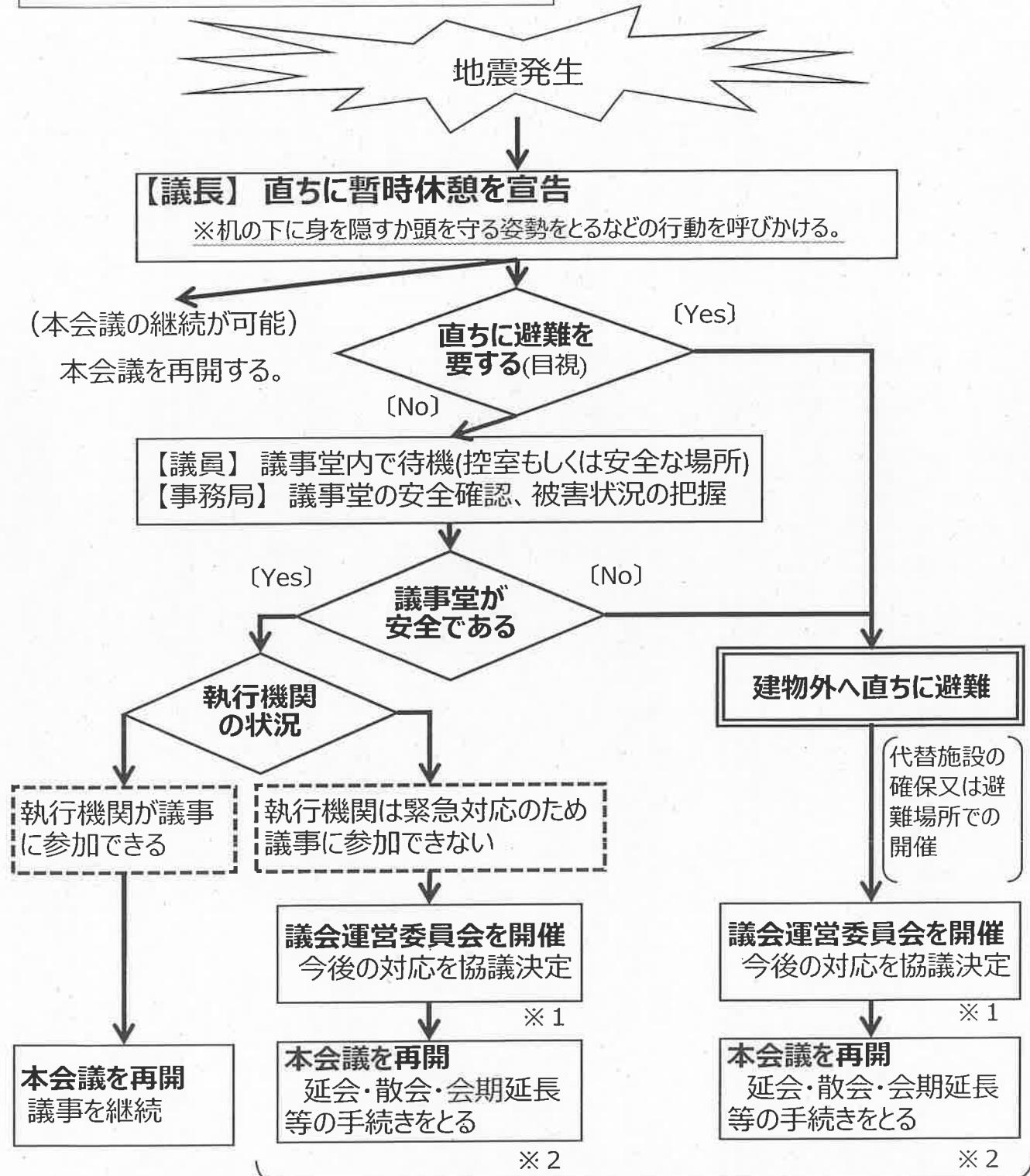
執行機関が緊急対応のため議事に参加できない場合 → ⑤へ

⑤議会運営委員会を開催し、今後の対応を協議する。

その後、本会議を再開し、所要の手続き（閉議（延会・散会）・閉会・会期延長など）をとる。

※避難している場合は、代替施設又は避難場所での開催となる。

(1-1) 本会議中 (地震発生の場合)



※ 1 議運において、①開催場所 ②再開時刻 ③執行機関の出席範囲 ④再開後の議事日程（議事順序の変更等、延会・散会・会期延長等の取扱い）を決定する。

※ 2 休憩した本会議を再開できない場合は自然散会となる。

（なお、開会日において、会期決定を行わずに散会した場合、流会となる。）

## (1-2) 本会議中（大規模風水害発生の場合）

本会議中に大規模風水害（豪雨による河川氾濫など）が発生した場合は、次のとおり対応する。

①大規模風水害の被害の一報を受けた場合、議長は暫時休憩を宣告する。

②議員は、控室等で待機する。

③事務局は、被害状況を確認し、議長へ報告する。

④執行機関が、風水害により緊急の対応を要する状況であるか確認する。

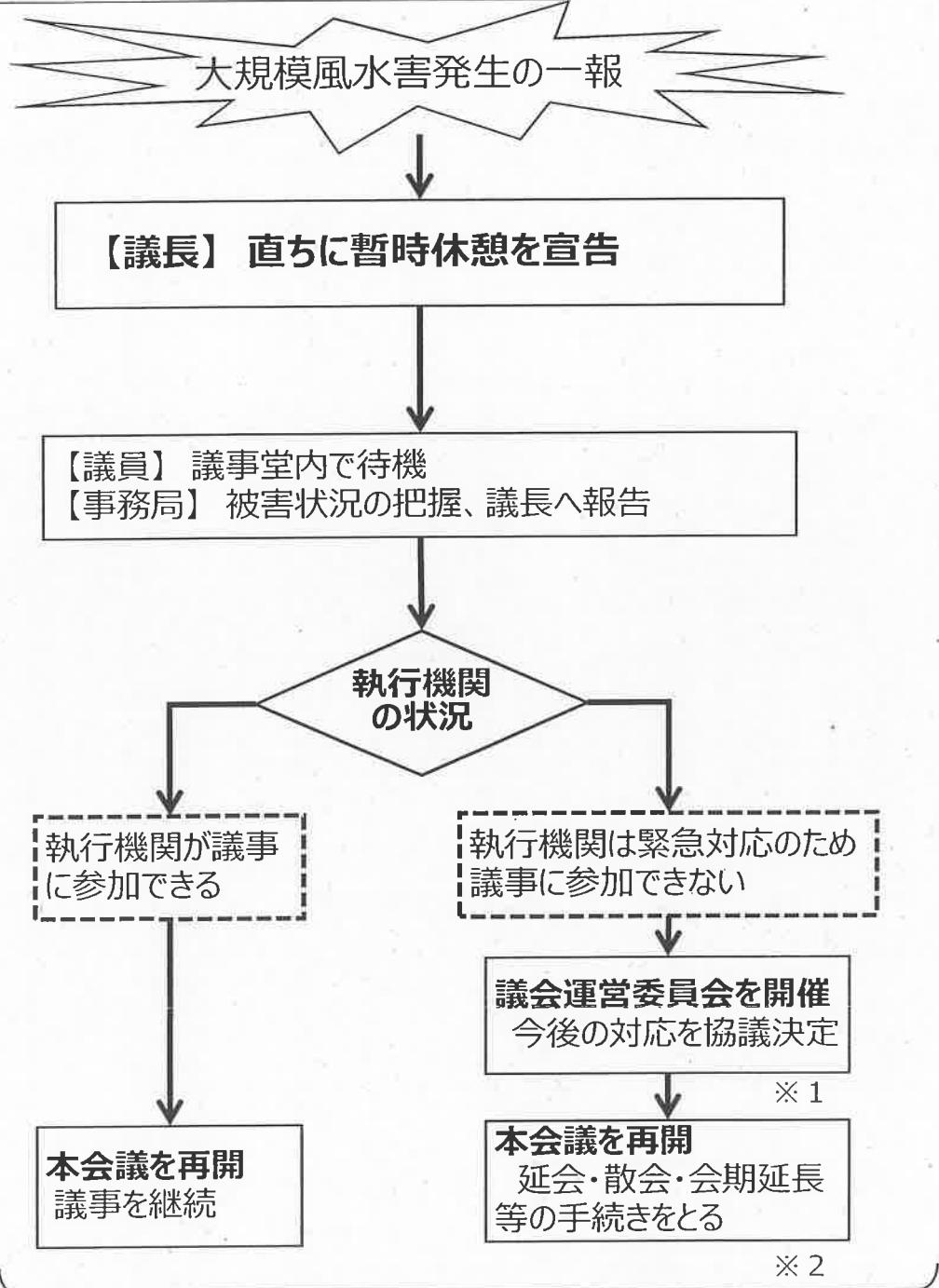
執行機関が議事に参加できる場合 → 本会議を再開し、議事を継続する。

執行機関が緊急対応のため議事に参加できない場合 → ⑤へ

⑤議会運営委員会を開催し、今後の対応を協議する。

その後、本会議を再開し、所要の手続き（閉議（延会・散会）・閉会・会期延長など）をとる。

(1 - 2) 本会議中（大規模風水害発生の場合）



※1 議運において、①開催場所 ②再開時刻 ③執行機関の出席範囲 ④再開後の議事日程（議事順序の変更等、延会・散会・会期延長等の取扱い）を決定する。

※2 休憩した本会議を再開できない場合は自然散会となる。

（なお、開会日において、会期決定を行わずに散会した場合、流会となる。）

## (2-1) 委員会中 (地震発生の場合)

委員会中に地震が発生した場合は、次のとおり対応する。

①地震の揺れを感じた場合は、委員長の判断で暫時休憩を宣言する。  
(委員長は、その場で机の下に身を隠すか、頭を守る姿勢をとるよう呼びかける。)

②委員会の継続に影響がないと認められる場合は、委員会を再開するが、避難をする状況の場合は、直ちに建物外へ避難する。 → ⑤へ  
避難を要しない場合は、委員は控室等で待機する。

③事務局は、議事堂の安全確認、被害状況の把握を行う。

**安全でない場合 (使用不可能)** → 直ちに建物外へ避難する。⑤へ

**安全である場合 (使用可能)** → ④へ

④執行機関が、地震により緊急の対応を要する状況であるか確認する。

**執行機関が委員会に参加できる場合** → 委員会を再開し、審査を継続する。

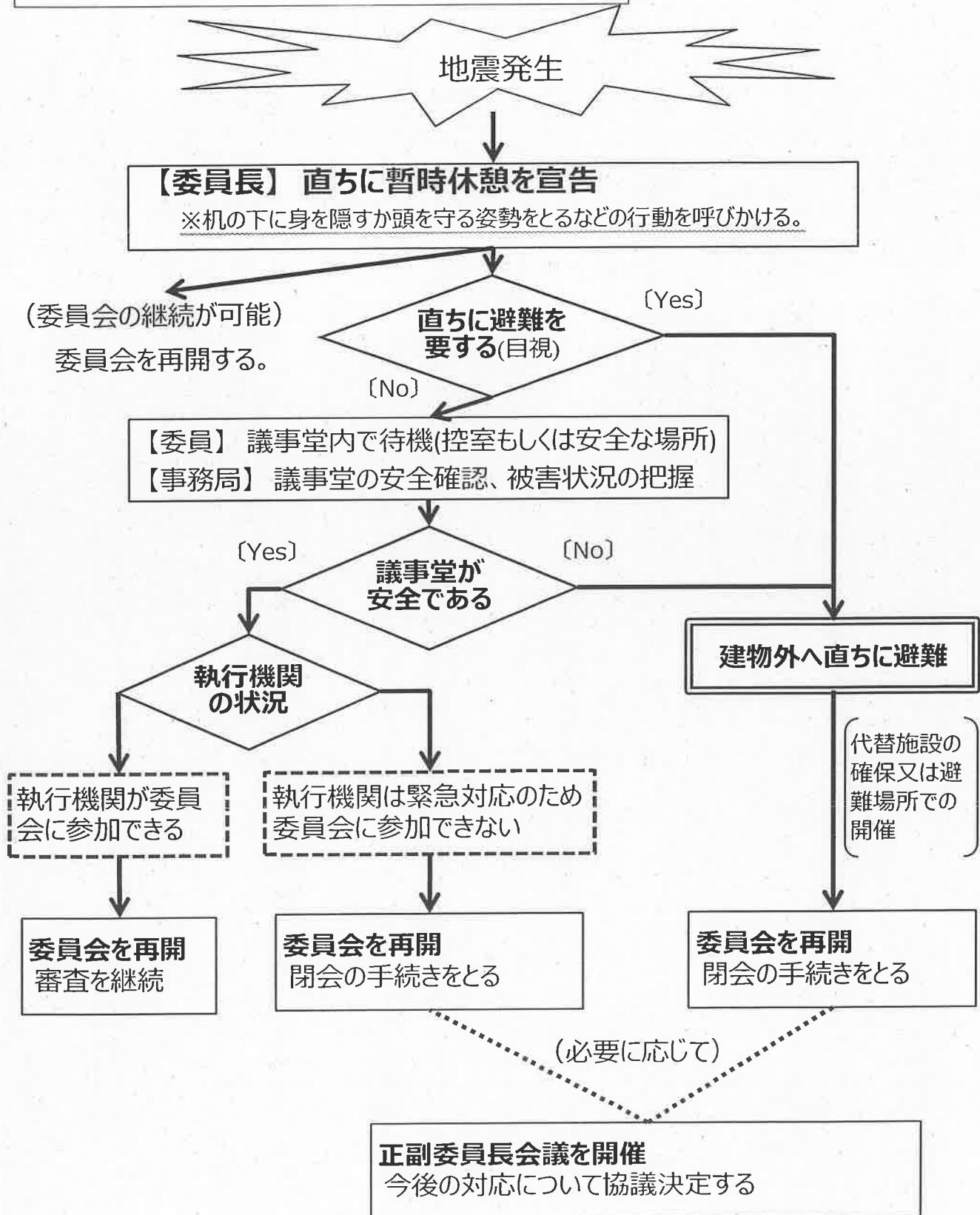
**執行機関が緊急対応のため委員会に参加できない場合** → ⑤へ

⑤委員会を再開し、閉会の手続きをとる。

※避難している場合は、代替施設又は避難場所での開催となる。

なお、必要に応じて、正副委員長会議で今後の対応等を協議する。

## (2-1) 委員会中（地震発生の場合）



## (2-2) 委員会中（大規模風水害発生の場合）

委員会中に大規模風水害（豪雨による河川氾濫など）が発生した場合は、次のとおり対応する。

①大規模風水害の被害の一報を受けた場合、委員長は暫時休憩を宣告する。

②委員は、控室等で待機する。

③事務局は、被害状況を確認し、委員長へ報告する。

④執行機関が、風水害により緊急の対応を要する状況であるか確認する。

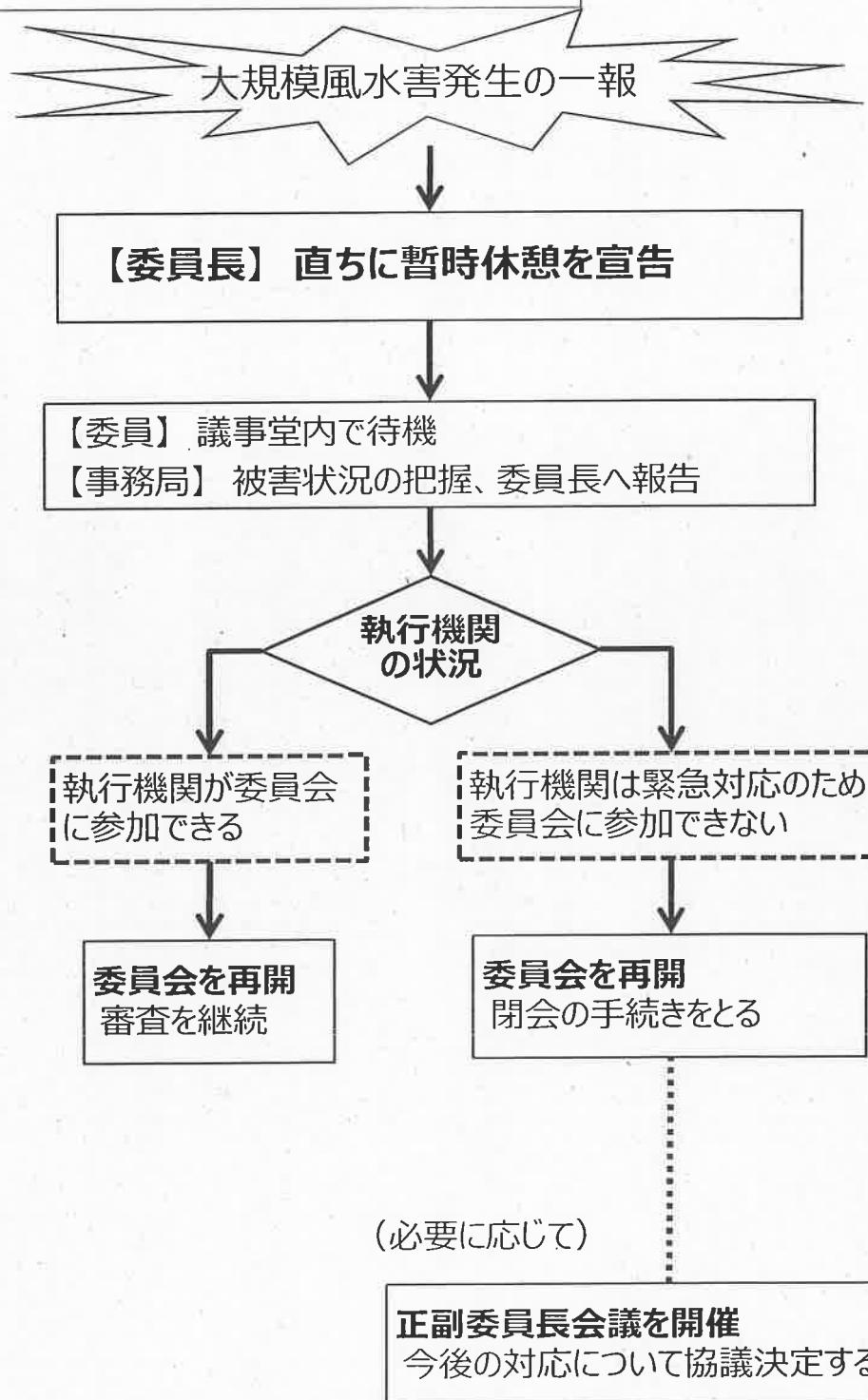
執行機関が委員会に参加できる場合 → 委員会を再開し、審査を継続する。

執行機関が緊急対応のため委員会に参加できない場合 → ⑤へ

⑤委員会を再開し、閉会の手続きをとる。

なお、必要に応じて、正副委員長会議で今後の対応等を協議する。

(2-2) 委員会中（大規模風水害発生の場合）



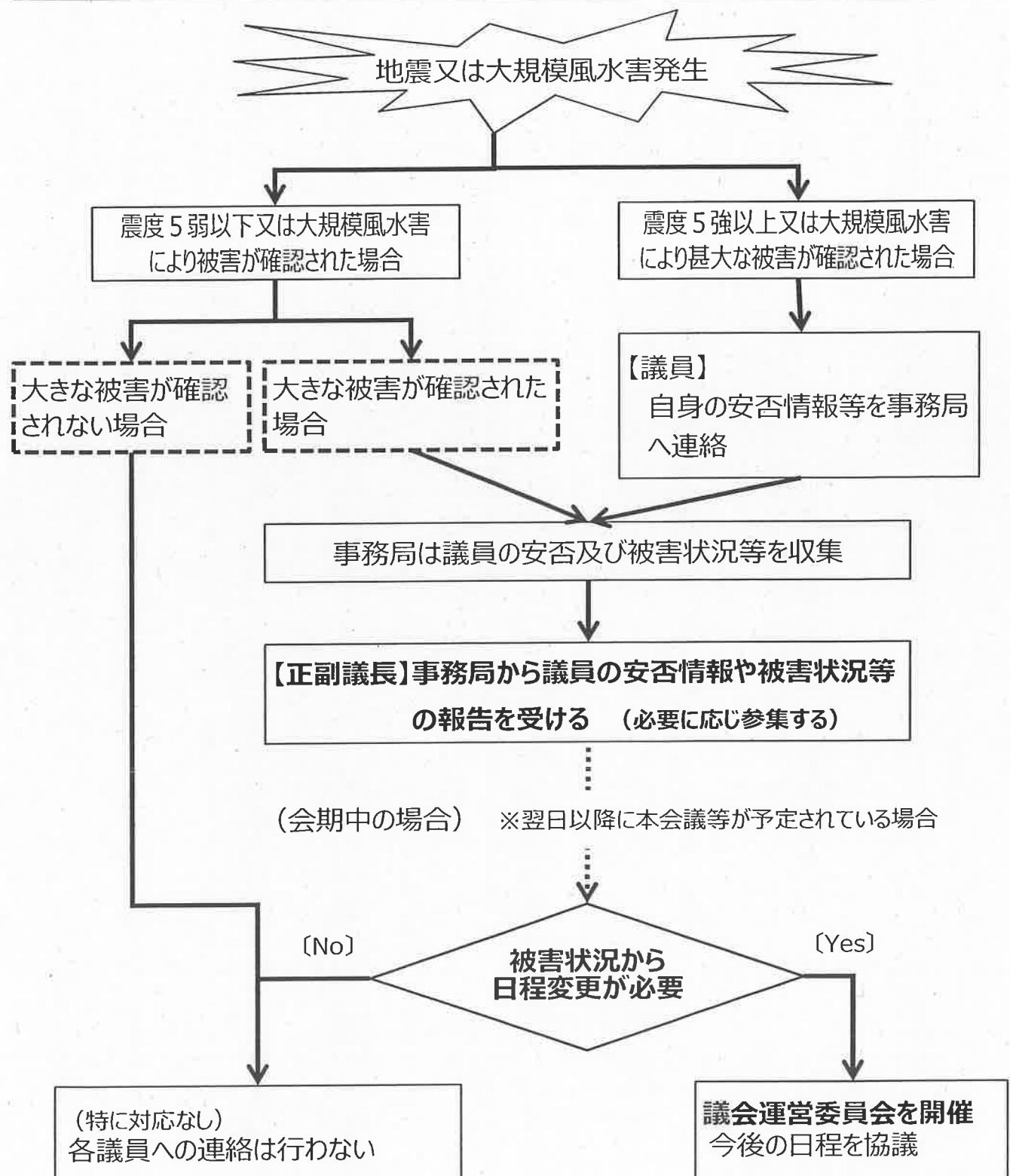
### (3) 閉会中及び会期中の休会日・議案調査日・夜間

(地震又は大規模風水害発生の場合)

閉会中及び会期中の休会日、議案調査日、夜間に地震又は大規模風水害が発生した場合は、次のとおり対応する。

- ①県内で震度5強以上の地震又は大規模風水害により甚大な被害が発生した場合は、議員は、電話、ファクシミリ、メール又は災害用伝言ダイヤル「171」などを利用して事務局へ安否情報等を連絡する。
- ②県内で震度5弱以下の地震又は大規模風水害により、局地的に大きな被害の発生が確認された場合は、事務局は、当該地域の議員の安否を確認する。
- ③上記①②の場合、正副議長は、事務局から議員の安否情報や被害状況等の報告を受けるとともに、必要に応じて安全が確認された場所に参集する。
- ④会期中の休会日、議案調査日、夜間の場合  
〔翌日以降に本会議等が予定されている場合〕  
被害が大きく日程の変更が必要な場合は、できるだけ早い段階で議会運営委員会を開催し、日程を協議する。

(3) 閉会中及び会期中の休会日・議案調査日・夜間（地震又は大規模風水害発生の場合）



## (4) 招集告示から本会議開会日までの間

(地震又は大規模風水害発生の場合)

議会が招集告示されてから本会議開会日までの間に、地震又は大規模風水害が発生した場合は、次のとおり対応する。

- ①議員は、電話、ファクシミリ、メール又は災害用伝言ダイヤル「171」などを利用して事務局へ安否情報等を連絡する。
- ②事務局は、各議員からの安否情報等の連絡を収集確認するとともに、議事堂の安全確認を行う。また、執行機関の状況も踏まえ、開会日に予定どおり本会議が開催できるか検討する。
- ③正副議長は、事務局から議員の安否情報や被害状況等の報告を受けるとともに、必要に応じて安全が確認された場所に参集する。
- ④本会議の開催場所や開議時刻を変更する場合、また、会期日程の変更を要する場合などは、議会運営委員会を開催し協議する。

- ⑤事務局は、開会日の応招議員数を確認する。

応招議員が定足数を満たし、開会時刻に出席議員数が定足数を満たす場合

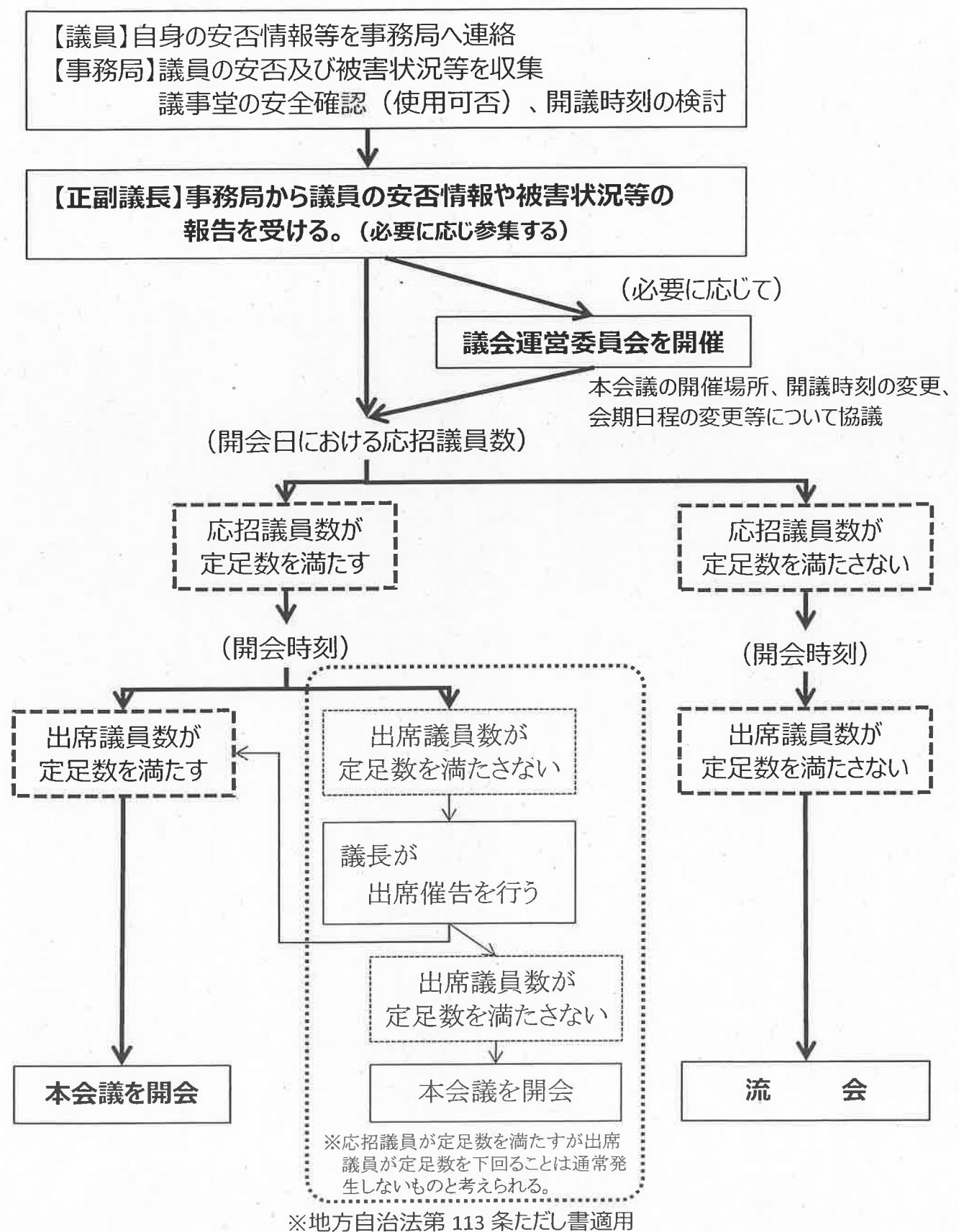
→ 本会議を開会する。

応招議員数が定足数を満たさない場合

→ 本会議は流会となる。

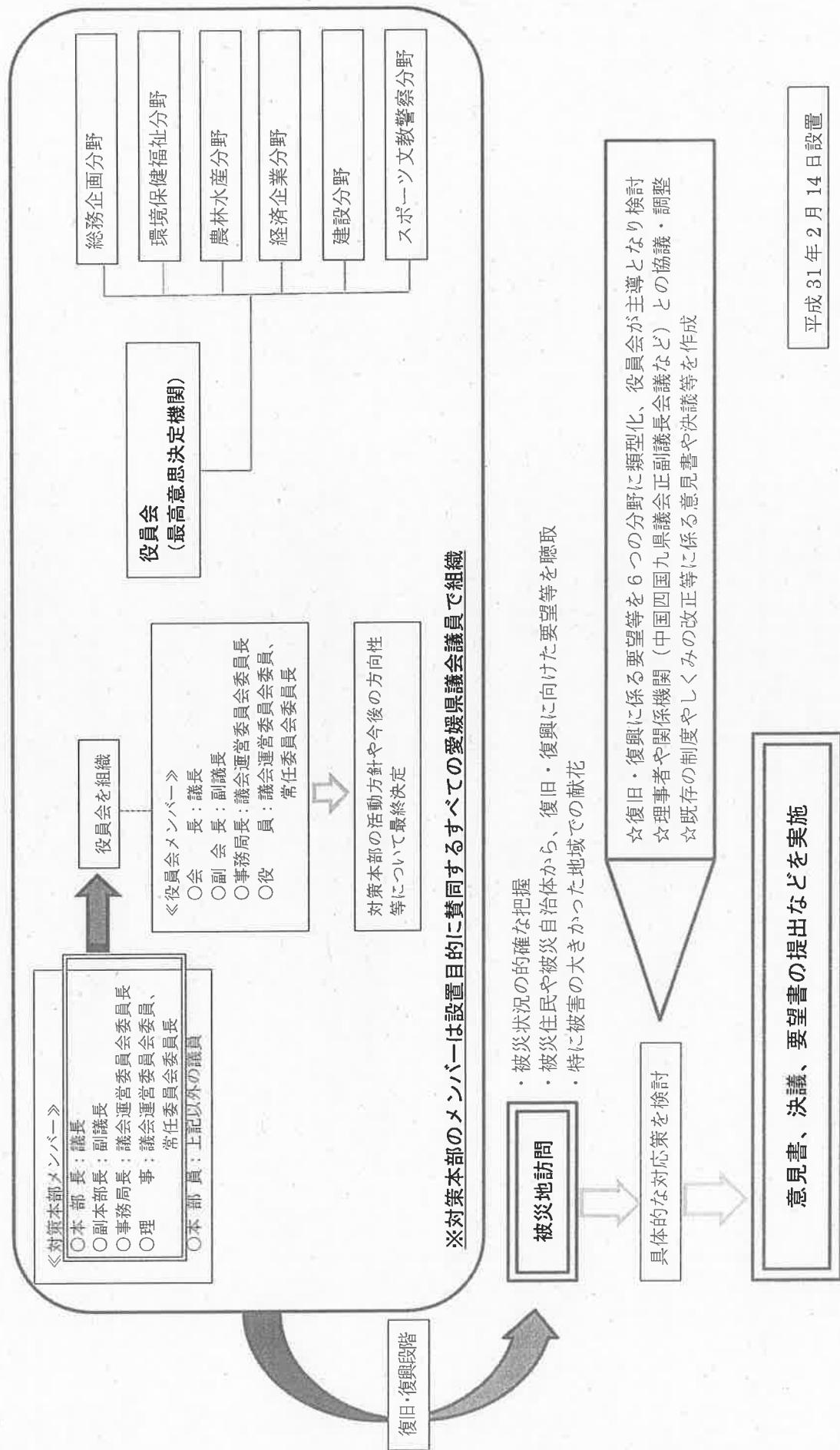
※大規模災害等の発生時には、応招議員は定足数を満たすが、出席議員数が定足数を満たさないという状況が発生することは通常考えられないが、そのような場合は、議長が出席催告を行い、なお、出席議員数が定足数を満たさない場合には、地方自治法第113条ただし書を適用し、本会議は開会できる。

(4) 招集告示から本会議開会日までの間 (地震又は大規模風水害発生の場合)



## 愛媛県議会復旧・復興支援対策本部組織図

設置目的：本県で発生した大規模災害からの一日も早い復旧・復興を成し遂げられるよう、被災住民や被災地に寄り添いながら、愛媛県議会にしかできない愛媛県議会としての最大限の支援を行うため設置する。



## 【参考資料】

### 【愛媛県議会基本条例（抜粋）】

（大規模災害その他の緊急事態への対応）

第 10 条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 議会は、前項の対応を行うための体制の充実強化その他の措置を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

（大規模災害その他の緊急事態における情報提供等）

第 21 条 議会は、大規模災害その他の緊急事態の発生に際し、必要に応じ、知事等に対する情報提供、提言等を行うものとする。